

令和8年4月1日から全面的に施行

品川区公契約条例 が施行されます。

この条例は、「公契約」に従事する労働者の適正な労働環境の整備を推進し、公契約の適正な履行、公共工事・公共サービスの品質の確保を目的とするものです。

公契約条例の対象となる契約には、労働報酬下限額が適用されます

次に掲げる公契約が対象となります。

- (1) 予定価格が1億8,000万円以上の工事または製造の請負契約
- (2) 予定価格が2,000万円以上の工事または製造以外の請負契約
および業務委託契約のうち、次に掲げる業務を行うもの
 - ・施設の総合的な管理業務
 - ・施設の受付業務
 - ・施設の清掃業務
 - ・施設の警備業務（機械警備を除く。）
 - ・学校等の用務業務
 - ・給食調理業務
- (3) 指定管理協定

詳細は品川区ホームページをご覧ください。

品川区公契約条例



労働報酬下限額が適用される公契約には、いくつかの約定事項があります。詳細は、品川区ホームページに掲載している「品川区公契約条例の手引き」などをご覧ください。



受注者の方は約定事項をご確認ください！



労働報酬下限額以上の賃金の支払い

公契約条例の対象となる契約に従事する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の額の賃金を支払う必要があります。

下請業者や再委託先などの受注関係者が労働者等に対して支払った賃金の額が労働報酬下限額を下回るときは、その差額に相当する額が支払われるようとする必要があります。



受注関係者との契約締結

受注関係者と公契約に係る業務について契約を締結するときは、受注者が公契約において遵守すべき約定事項について、受注関係者も遵守することとなるよう契約書等に記載し取り交わす必要があります。



報告書の提出

労働者等に係る労働環境の整備に関する事項の報告書を作成し、区に報告する必要があります。

* 報告様式は、区ホームページをご確認ください。



労働者等への周知

労働者等に次に掲げる事項を周知する必要があります。作業所等の見やすい場所に掲示するか、書面を労働者等に交付します。

1. 労働報酬下限額
2. 公契約条例が適用される労働者等の範囲
3. 労働者等の申出に関する事項、またその申出先（区、受注者等）
4. 労働報酬に係る受注者の連帯責任に関すること
5. 申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと

労働者の方は労働報酬下限額をご確認ください！



適用対象となる労働者等

1. 受注者または受注関係者に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者
2. 受注者または受注関係者との契約により、公契約に係る業務の一部を請け負い、または受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの（いわゆる一人親方）



労働者等の申出

賃金が支払われない場合や賃金の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区または受注者等にその事実を申し出ることができます。

申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

※次に掲げる者は、適用対象となりません。

ア 同居の親族のみを使用する事業または事業所に使用される者および家事使用人、イ 労働基準法第9条の労働者ではない者（ボランティア、役員等）、ウ 最低賃金法第7条の労働者（使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）、エ 公契約に係る業務に専属で従事していない労働者（従事する業務の内容に、公契約に係る業務と公契約以外の業務が混在している労働者）、オ 公契約に係る業務に直接従事していない労働者（会社役員、経理作業を行う者、材料製造に係る者等）、カ 公契約に係る業務に従事した時間が、1か月当たり30分に満たない者、キ 工事または製造の請負契約における現場代理人、監理技術者、主任技術者